No.20

# 民間助成ニュース

R5.1.下旬発行

島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター(担当:中道) TEL 0852-32-5997/FAX 0852-32-5982/E-mail voc@fukushi-shimane,or.jp ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」https://www.shimaneikiiki.ip/

US

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。 また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。 \*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	公益財団法人 双葉電子記念財団
事業名称	青少年創造性開発育成事業
問合せ先	〒297-0023 千葉県茂原市千代田町 1 丁目 4 番地 3 協和ビル3階 公益財団法人 双葉電子記念財団 事務局 TEL:0475-26-0107 FAX:0475-26-6363

学する心を意識しつつ、「科学研究」や「ものづくり」などを通して自然科学・技術への理解を 深め、「自分で考える力」を養うような先導的な活動を積極的に支援します。

# 応募資格等

- ・当財団の設立趣旨を満たし、小学生から大学生(大学院生を含む)までの学徒が真摯に取り 組む活動プロジェクトやプログラムであること。当財団の設立趣旨・経緯を踏まえ、当財団 の助成としてふさわしい特徴を持った活動であること。
- 申請者は、日本国内に所在する教育機関・団体等の研究者、教育担当者で、主体的に教 育・実践活動を行っている責任者からの応募であること。
- ★以上の他にも応募資格・条件がありますのでホームページにて該当の有無を確認ください。 助成金額

1件あたり上限 100 万円 (総額約 1,000 万円)

# 応募方法

- ・申請書作成は、「Web 申請登録システム」より「申請者マイページ」に登録し、「申請者入 力画面」にて作成して下さい。
- 提出は、「Web 申請登録システム」の「申請者マイページ」からお願いします。

### 応募締切

**2023年2月9日(木)※正午まで**(Web 申請以外は受付不可)

URL: http://futaba-zaidan.org/business/creativity.html

実施主体	公益財団法人 公益推進協会
事業名称	柴田義雄 千惠子基金(第2回)
問合せ先	〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9新橋アイランドビル2階 柴田義雄 千惠子基金担当宛 TEL:03-5425-4201 FAX: 03-5405-1814 E-mail:info@kosuikyo.com ※電話の対応時間は平日の10:00~18:00

#### 的

この助成事業は日成化成株式会社の寄付を活用して、子どもの健全育成に資する事業をサポー

トするものであります。経済的困難を抱えた子どもやその家族を支援対象とする団体に助成を行い、活力あふれ個性豊かな子どもたちの未来を明るいものにするための支援を行います。

### 助成金額

- 1件あたりの助成金上限 30万円
- ※ 補助率等の制限はありませんが、パソコン・カメラ等の耐久消費財や 20 万円以上の物品の購入、常勤スタッフの人件費等の経常的経費は対象となりません。

# 助成対象

- (1) 日本国内において実施される活動で、以下の要件を全て満たしている団体
- 1.経済的に困難な状況下におかれた子どもやその家庭へのサポート事業であること
- 2.上記内容の事業を行う団体を設立してから 3 年以上経過している団体(2023 年 2 月末時点)
- 3.営利を目的としない事業を行う団体であること(法人格の有無は問わない)

### 対象期間

単年度(2023 年 4月1日から 2024 年 3月31日までの間)に行われる事業が対象 応募締切

# 2023年2月15日(水) 必着

※その他、詳しい内容はホームページをご覧ください。

URL: https://kosuikyo.com/%e5%8a%a9%e6%88%90%e9%87%91-2

実施主体	公益財団法人こどもの未来創造基金
事業名称	令和 5 年度児童養護施設等助成金
問合せ先	〒150-0012 東京都渋谷区広尾 1-3-18 広尾オフィスビル 3F 公益財団法人 こどもの未来創造基金 事務局宛 TEL: 03-6456-4180 E-mail: info@iffc.or.jp

# 趣旨

当財団では、児童養護施設等が、こども達の教育の充実を図り、将来の社会生活に有用と期待される設備等の購入及び活動に必要な資金の全部又は一部を助成します。

※詳細はホームページや募集要項をご覧ください。

#### 助成対象

児童養護施設等が、こども達のための教育活動として、助成対象期間内に実施される設備等の 購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給 を予定していない事業を対象とします。

※児童養護施設等とは、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームが対象です。

# 助成金額

1 件につき上限 100 万円

#### 対象期間

2023年4月1日(土)~2024年3月31日(日)

# 応募方法

下記の書類を当財団事務局まで送付してください。

- 助成金交付申請書
- 申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など

- 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
- 直前事業年度の法人全体の貸借対照表

# 応募締切

### 2023年2月28日(火)必着

URL: http://iffc.or.jp/requirements/

実施主体	社会福祉法人島根県社会福祉協議会(しまね子ども食堂ネットワーク)
事業名称	子ども食堂緊急支援補助金
問合せ先	〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 島根県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉係 担当:景山·中道 TEL:0852-22-6003 FAX:0852-26-2144 Email:chiiki@fukushi-shimane.or.jp

# 趣旨

新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策の一環として、県内で子どもに対して地域のボランティアが無料又は低額で食事を提供する民間団体等の取組み(以下。「子ども食堂」という。)の運営経費を支援する制度を、島根県からの補助金を財源として設立しました。こうした支援により、子ども等の居場所づくり、地域とのつながりの確保、困難を抱える子ども等の支援につなげることを目的として、予算の範囲内で交付します。

#### 対象期間

2022年10月11日~2023年2月28日

### 助成金額

1団体あたり20万円以内

#### 対象団体

対象団体は、次に掲げる要件を満たす子ども食堂とします。

- (1) 事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないもの。
- (2) 食事の提供を定期的に実施すること。
- (3) 1 年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- (4) 18 歳未満の子どもの利用者が総利用者の概ね 3 割以上であること。
- (5) 18 歳未満の子どもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
- (6)参加者は幅広く募集し制限しないこと。
- (7) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること。
- (8) 当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと。

#### 申請方法

- ①「子ども食堂緊急支援補助金申請書」に必要事項を記入の上、郵送で提出して下さい。
- ② 申請等の様式は、「島根県社会福祉協議会」の<u>ホームページ</u>からダウンロードして下さい。 申請に関する詳細はこちらをご参照ください。

URL: <a href="https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/social/369/662/1086">https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/social/369/662/1086</a> ※申請に関するお問合せをまとめています。

Q&A (2022.11.29 時点) .pdf (fukushi-shimane.or.jp)

# 申請方法

添付書類を募集要項でご確認の上、下記の書類を当財団事務局まで郵送してください。 助成金応募用紙等 ※当会ホームページよりダウンロードしてください。 申請に関するお問合せをまとめています。

# 応募締切

# 2023年2月17日(金) 当日消印有効

URL: https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/social/369/662/1086